

# 行政さか

〔発行所〕佐賀県行政書士会

〔発行者〕会長 遠田 和夫

〔編集者〕広報部編集委員会

TEL 0952-36-6051 FAX 0952-32-0227

HP <http://capls.or.jp>

Mail [sagaslct@orange.ocn.ne.jp](mailto:sagaslct@orange.ocn.ne.jp)

<題字:徳永浩(広報部長)>

栄の国まつりの花火(佐賀市)

撮影:福島幸典(広報部)

No.  
136

## 平成26年度7月号 会報 目次 Contents

- 平成26年度定時総会終了報告 P1
- 平成26年度第1回理事会報告 P2
- 行政書士法の改正について P3~6
- 小城商工会議所との覚書締結の新聞記事掲載について P7
- 佐賀新聞の広告掲載について(告知と募集) P8
- フォーラム開催のお知らせとお願い P8
- 業務研究サークルのご紹介 P9
- 平成26年度日本行政書士会連合会定時総会に参加して P10
- 各部の近況(活動報告) P11~12
- 会員の動向 P12
- 行政書士倫理綱領/事務局だより/編集後記 P13



佐賀県行政書士会

## 平成26年度定時総会終了報告

### 平成26年度定時総会が開催されました

去る5月31日、平成26年度佐賀県行政書士会定時総会が佐賀市のマリトピアにて開催されました。

総会に先立つ式典に於いては、会員への永年・功勞の表彰式と共に、長年事務局として会務を支えて頂いた古川勝徳前事務局長への感謝状贈呈式が、国会議員や佐賀県経営支援本部長、他士業団体の会長ら来賓のご臨席のもと挙行されました。

続きまして開催されました総会では、本人出席58名、委任状出席89名、合計147名の出席により会則第38条の規定のもと、有効に総会が成立致しました。

議案について、第1号議案から第4号議案、付帯決議に至るまで出席会員のご理解とご協力のもと、恙なく採決され総会を閉じることができました。

### ご来賓のご紹介

\*ご本人の出席に限りご紹介致します

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ○衆議院議員                | 今村 雅弘 様 |
| ○衆議院議員                | 岩田 和親 様 |
| ○衆議院議員                | 原口 一博 様 |
| ○衆議院議員                | 大串 博志 様 |
| ○参議院議員                | 福岡 資麿 様 |
| ○参議院議員                | 山下 雄平 様 |
| ○県議会議長                | 木原 奉文 様 |
| ○佐賀県経営支援本部本部長         | 山口 康郎 様 |
| ○県議會議員                | 留守 茂幸 様 |
| ○県議會議員                | 伊東 猛彦 様 |
| ○県議會議員                | 福島 光洋 様 |
| ○佐賀県司法書士会会長           | 嘉村 幸彦 様 |
| ○九州北部税理士会佐賀県地区連絡協議会会長 | 森 茂樹 様  |
| ○佐賀県宅地建物取引業協会会長       | 中村 重美 様 |



## 平成26年度第1回理事会報告

6月28日（土）に平成26年度第1回理事会が開催されました。議案内容は以下の通りです。

| 審議事項                                   | 審議結果 | 担当（部） |
|--|------|-------|
| 【第1号議案】 佐賀新聞の広告掲載について                  | 可決承認 | 広報部   |
| 【第2号議案】 研修会・日本政策金融公庫及び商工団体との今後の取組みについて | 可決承認 | 業務部   |

| 協議事項                             | 担当（部） |
|----------------------------------|-------|
| 1. チラシ等の展示等ダイレクトメール等の送付に関する内規（案） | 総務部   |
| 2. 業務サークルの支援について                 | 業務部   |

| 報告事項                               | 担当（部） |
|------------------------------------|-------|
| 1. フォーラムについて現在までの状況の報告             | 業務部   |
| 2. CSO 提案事業に伴う講師派遣について（派遣手続き）      | 業務部   |
| 3. ベンチャー交流ネットワーク定例会参加の報告           | 業務部   |
| 4. 平成26年度広報月間における無料相談会の市報掲載について    | 広報部   |
| 5. 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書について | 総務部   |

| その他                  |
|----------------------|
| 1. 九州地方協議会会長会の開催について |
| 2. 行政書士法改正について       |



## 行政書士法の改正について

このたび「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第186回国会（常会）における衆議院本会議（6月13日開催）及び（参議院本会議6月20日開催）にて、全会一致の可決を経て、無事成立しました。

今回の改正につきまして、日本行政書士会連合会会長が以下の談話を日行連ホームページに掲載しています。

平成26年6月

＝会長談話＝

「行政書士法の一部を改正する法律」（平成26年6月27日・法律第89号）の成立について

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次

このたび、「行政書士法の一部を改正する法律案」について、第186回国会（常会）における衆議院本会議（6月13日開催）及び参議院本会議（6月20日開催）にて、両院とも全会一致による可決を経て成立し、6月27日に公布されました。改正法の施行は、公布の日から6か月後とされています。

この改正により、長年の悲願であった行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなりました。官公署に提出する書類等の作成・提出を行うことを業とし、行政に関する手続を熟知する行政書士が、行政不服申立てまで一貫して取り扱えることとなれば、国民利便の一層の向上に資することとなり、また、行政書士の専門的知見と経験を行政不服申立てに活用することにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済にもつながるものであると考えます。このことは、時を同じくして、今国会で成立した改正行政不服審査法の、1. 公正性の向上、2. 使いやすさの向上、3. 国民の救済手段の充実・拡大という行政不服審査制度見直しの趣旨にも適うものです。

行政不服申立ての代理権付与により、官公署に提出する書類等の作成・提出、聴聞・弁明の機会の付与手続の代理といった従来の行政書士の業務は、準司法手続という新たなフィールドにその業域を広げることとなります。適正に業務を遂行し、国民の権利利益を擁護するためには、今まで培った行政書士の専門的知見に加えて、当然に、新たな業務分野における相応の知識や技能の習得が必要となります。

今後、日行連では、会則・規則の改正を行い、特定行政書士養成のための研修体制の整備等必要な措置を講じてまいります。会員の皆様におかれましては、今後実施いたします研修等に積極的に参加いただき、特定行政書士となり、新たな業務分野においても国民の利便、国民の権利擁護に資する「国民に寄り添う行政書士」としてご活躍いただくようお願いいたします。

最後になりましたが、今回の行政書士法改正は、国会議員の先生方はじめ、全国の行政書士会、会員の皆様のご理解とご協力、多大なるご支援のもとになし得たものであります。関係の皆様にはあらためて深謝申し上げますとともに、今後とも国民の負託に応えるべく行政書士制度の更なる発展のための活動を推進してまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士法の一部を改正する法律 新旧対照表

○行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

(傍線部の部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 登録(第六条―第七条の四)</p> <p>第四章～第九章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(業務)</p> <p>第一条の二 [略]</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会を付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p> | <p>目次</p> <p>第一章・第二章 [同上]</p> <p>第三章 登録(第六条―第七条の三)</p> <p>第四章～第九章 [同上]</p> <p>附則</p> <p>(業務)</p> <p>第一条の二 [同上]</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会を付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。</p> <p>[新設]</p> |

三・四 [略]

2] 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

〔特定行政書士の付記〕

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならぬ。

2] 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

〔登録の細目〕

第七条の四 この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

〔設立〕

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

〔業務の範囲〕

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号

二・三 [同上]

〔新設〕

〔新設〕

〔登録の細目〕

第七条の三 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

〔設立〕

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

〔業務の範囲〕

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する

の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

- 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
- 二 第一條の三第一項第二号に掲げる業務

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項
- 二 第一條の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に關する規定
- 三 五〔略〕

業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
- 〔新設〕
- 二 四〔同上〕

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第二項関係）

（傍線部の部分は改正部分）

改正後

（行政書士法の一部改正）  
第四十三條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第四條の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

〔略〕

改正前

（行政書士法の一部改正）  
第四十三條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

〔新設〕

第四條の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

〔略〕

### 小城商工会議所との覚書締結の新聞記事掲載について

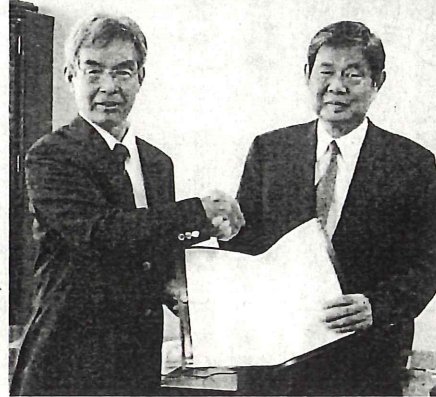
本会と小城商工会議所が、去る4月28日に中小企業などの支援について覚書を交わしました。その記事が、本会遠田会長と小城商工会議所村岡会頭が笑顔で握手を交わす写真とともに、5月1日付けの佐賀新聞と10日付けの西日本新聞に掲載されました。

2014年(平成26年)5月1日(木曜日)

佐賀新聞

## 中小企業支援で覚書 県行政書士会と小城商議所

「中小企業等支援に関する覚書」を交わした県行政書士会の遠田和夫会長(左)と小城商工会議所の村岡安廣会頭(右)が握手を交わす様子



佐賀県行政書士会(遠田和夫会長)と小城商工会議所(村岡安廣会頭)は28日、中小企業などの支援について覚書を交わした。同様の覚書は県内では初めてで、両者は協力しながら中小企業の経営基盤強化を目指した支援に取り組む。

全国の行政書士会で中小企業の支援に取り組もうとする動きがあることから、小城商工会議所に連携を呼び掛けた。

覚書では、連携して中小企業への情報提供を行うことや、互いの研修に講師を派遣することを規定。地域の経済情報、動向に関する

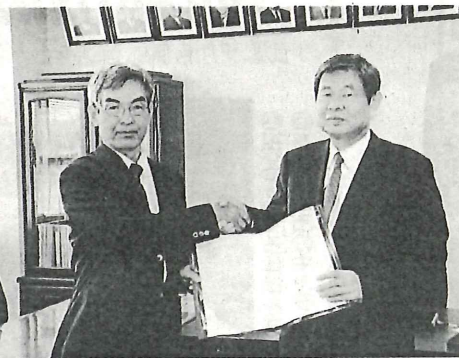
情報交換、個別企業からの相談対応などにも取り組んでいく。

(瀬戸健太郎)

西日本新聞

2014年(平成26年)5月10日 土曜日

## 県行政書士会と小城商工会議所 中小企業支援で協力



中小企業支援に関する覚書を交わし、握手する遠田和夫会長(左)と村岡安廣会頭

県行政書士会(遠田和夫会長)と小城商工会議所(村岡安廣会頭)は、中小企業や農林水産業者の経営支援で連携する覚書を結んだ。

官公庁の許認可手続きや金融・財務の支援制度などの情報交換を通して、きめ細

かい支援を目指す。

全国の行政書士会が中小企業支援の取り組みを進めており、県内での覚書締結は初めて。

県行政書士会は、今後、他の商工会議所にも締結を呼び掛けていく。人的資源や技術など「知的

的資産」の活用のほか、オーナー経営者が後継者に事業を引き継ぐ手続きなど商議所だけではカバーしきれなかった支援を強化し、行政書士による研修開催を検討する。4月28日に小城商工会議所で締結式があり、遠田会長は「各事業者の経営への提案もしていきたい」、村岡会頭は「スピードの速い時代に対応すべく、いろいろな形でのサポートが必要で、感謝している」と述べた。(石田剛)



## 佐賀新聞の広告掲載について（告知と募集）

### 広告掲載希望会員を募集致します 佐賀新聞への広告掲載

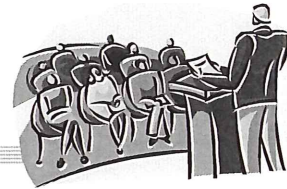


例年10月は「行政書士制度広報月間」であり、この期間には各支部で無料相談会が開かれ、関係官公署に行政書士制度の普及と理解を求める活動を展開しております。

以前には新聞に会員氏名と事務所住所、簡単な取扱業務紹介を掲載するといった新聞広告を行ったこともありました。

本年は、広く県民の皆様に県内の行政書士を知って頂く機会を設けたく、佐賀新聞に上述の広告を掲載したく準備を進めて参ります。

つきましては、本年10月1日の佐賀新聞に、同封しております過去の新聞広告と同様の広告を掲載する予定ですので、掲載をご希望の方は同封しております広告掲載申込ハガキにてお申込みくださいますようお願い申し上げます。



## フォーラム開催のお知らせとお願い

業務担当副会長 小柳 義則

平成26年度定時総会におきまして、今年度の事業計画として『フォーラムの開催』をご承認いただきましたが、その概要について会員のみなさまにお知らせいたします。

ここ数年来、日行連において各地方協議会単位で『知的資産経営 WEEK』と銘打ち、単位会と共催にてシンポジウムを実施してきたのは周知のことと思います。

今年度は、最後に残っている北海道地協と九州地協で行われる予定ですが、そのうち九州地協においては、佐賀会にて開催すべく「フォーラム実行委員会」を立ち上げ、準備を進めています。

このフォーラムは、県内企業等に対して行政書士の知名度を向上させることはもとより、九州の代表として佐賀県行政書士会の存在をアピールする絶好の機会でもあります。また、中小企業支援業務の拡大にもつながる事業であり、みなさまの業域拡大も期待できるものと思います。

遠田会長を始め役員一同、今回のフォーラムを佐賀会の一大イベントと捉え、絶対に成功させたいと考えておりますが、役員だけでは限界があります。参加者の人員確保を含め、会員のみなさまのご協力が不可欠です。

現在、来年2月開催の予定で協議を重ねているところですが、進捗状況等につきましては、随時みなさまにお知らせしていきたいと考えています。

フォーラム開催に向けて、佐賀会会員が一致団結して取り組んでいけば、必ず成功できるものと思います。役員ももちろん頑張っていきますので、会員のみなさまのご協力とご尽力をよろしくお願いいたします。

## 業務研究サークルのご紹介

本会では、現在9つの業務研究サークルがあります。今回はその中から、「法務経営研究会」と「国際業務連絡協議会」の活動を紹介します。

### 「法務経営研究会」

代表世話人：松枝 久泰

久留米でサークル発足の為の講習会がありました。それは全く新しい視点からの行政書士業務の解釈でした。それに刺激を受けて、平成13年8月に10人ほどでサークルが発足しました。

規則としては毎月第2土曜日10時から17時まで、書士会館で開くというもの。午前は基礎的学習に重点を置き、午後は輪番での学習発表。時には外部から様々な講師を呼ぶこともあります。

会員は、開業間もない人が中心ですが、自分のスタンスを見出したら足が遠のきます。また新登録者が入ってくることの繰り返し。常に10人程度での編成となります。

まだスタンスが定まらない人には従と横との繋がり作りには最適と思います。

ぜひ一度覗いてください。

### 「国際業務連絡協議会」

代表世話人：渡辺 楠雄

すでにご案内のように、昨年4月から福岡入国管理局佐賀出張所においても「在留資格認定証明書交付申請」の「受理」が開始されるなど、ますます佐賀県における行政書士の国際業務（入管取次業務）に対するニーズが増加して参りました。

そこで、佐賀県行政書士会会員相互の国際業務に対する情報収集、業務研究を図るために、平成25年3月、業務研究サークル「国際業務連絡協議会」を設立いたしました。

具体的な会の活動内容は、国際業務に関する制度改正、法改正に合わせて適時勉強会を開催しております。

特に今年4月からはハーグ条約実施法が施行されたことによる、国際的な子供の引き渡し問題が考えられることや、最近の入国管理制度の運用厳格化などによる情報交換に必要性がますます重大になっています。

申請取次資格を持っている方も、持っていない方も一緒に勉強していきたいので、皆様よろしくお願ひします。

<連絡先>

[g.wtnb.home@gmail.com](mailto:g.wtnb.home@gmail.com)

行政書士 渡辺法務事務所

渡辺楠雄 0942-80-1068

## 平成26年度日本行政書士会連合会定時総会に参加して

代議員出席者  
副会長 赤司 久人



6月19日（木）、20日（金）の2日間、シェラトン都ホテル東京で行われた平成26年度の日行連総会に参加してきました。

遠田会長のご配慮で、九地協を代表して全国でわずか11人の議事運営委員に選任していただき、貴重な経験をさせていただきました。議事の進行について、綿密な打ち合わせを行い、日行連の幹部の皆さん、議長・副議長の予定者とも様々な事態を想定して議論を行いました。総会の最中もいつ議事がストップするかと緊張しながら参加していました。し

かし、総会そのものは、96件に及ぶ質問を坦々となし、あっけない程簡単に終了しました。

今年の総会の関心事は、何と言っても「行政書士法の一部を改正する法律案」いわゆる行政不服申立ての代理権が成立するかどうかということでした。

何しろ、この法案は、総会の前週の6月13日に衆議院の本会議を通過していたものの、総会の開催当日は、参議院で審議中であり、他の士業団体の反対もあって、成立するかどうかは未定の状態でした。北山会長をはじめ、幹部の方々は、連日国会議員との面会や総務省との打ち合わせで忙殺されている様子でした。

そして、法案が無事成立したのは、総会が終わった20日の午後7時過ぎでした。

私と山崎副会長（日政連理事）、小柳副会長〔日政連代議員〕の3人は、総会終了後佐賀県出身の衆参全議員の事務所にお問い合わせとお礼のあいさつに行ってきました。



今後は、法改正に伴い新設される「特定行政書士」の研修体制の整備等が図られることになると思います。佐賀会としても、情報収集に努め、会員の皆様にいち早く正確な情報を提供できるように努力して行く所存ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 各部の近況（活動報告）

平成26年3月～平成26年5月

### 総務部

3月 5日 平成25年度第5回総務部会

- 議事
1. 26年度佐賀県行政書士会事業計画及び予算案についての検討及び確認
  2. 理事会議案書の検討
  3. 事務局におけるチラシ等の備え付けに関する内規作成についての検討
  4. 会費滞納者への対応について協議
  5. 苦情処理規定の作成についての検討
  6. 平成26年度定時総会についてのプログラム等の確認及び検討
  7. 4月1日施行の相談会運用規則における相談員の登録手続きについて協議

3月25日 佐賀県行政書士会相談会運用規則第11条による相談員登録のための様式を会員へ配信

4月16日 相談員の募集に伴い倫理研修未受講者の対応についてメールにて協議

6月16日 平成26年度第1回総務部会

- 議事
1. 26年度事業計画の執行について協議
  2. 理事会提出議案について検討
  3. 決算書の複式簿記への変更について協議
  4. 行政書士会会館の将来像について検討
  5. 松本事務職員の執務時間短縮について協議

### 業務部

3月 講師派遣運用基準（案）の策定

4月17日 小城商工会議所を訪問（業務提携の覚書締結について協議）

28日 小城商工会議所との覚書締結式

ベンチャー交流ネットワークへの入会

5月13日 ベンチャー交流ネットワークの定例会への参加

29日 県庁各課へCSO提案型協働事業の「出前講座」の広報資料を送付

6月 9日 平成26年度第1回業務部会

議事 【理事会審議事項】

1. 研修会について  
年間計画を策定。
2. 日本政策金融公庫との取組み  
連携強化のため、定期的な担当者会合について協議し計画を策定。
3. 各団体との取組み  
CSO、商工団体、それぞれに対する連携強化方針について協議。

【理事会協議事項】

1、業務研究サークル支援

どういった支援が必要か、支援体制をどうするか等の支援計画を協議・策定。

【理事会報告事項】

1、フォーラムについて

現在までの取組状況を報告。

2、CSO 提案事業に伴う講師派遣について

講師派遣依頼があった場合の派遣手続について確認。

3、ベンチャー交流ネットワーク

定例会参加の報告。

広 報 部

- 3月15日 理事会にて行政書士記念日広報活動報告
- 4月 2日 会報打ち合わせ
- 9日 フォーラム実行委員会に出席
- 28日 小城商工会議所との覚書締結式にて撮影担当
- 5月20日 正副会長部長会に出席
- 31日 総会にて広報部担当議案につき補足説明

会員の動向

【事務所所在地変更】

| 支部名 | 氏 名    | 〒        | 新事務所所在地      | TEL          |
|-----|--------|----------|--------------|--------------|
| 唐津  | 鳥越 すみ子 | 847-0133 | 唐津市湊町 282 番地 | 0955-51-7830 |

【退 会】

| 支部名 | 氏 名   | 抹消理由 (退会日)    |
|-----|-------|---------------|
| 佐賀  | 笹富 輝一 | 廃業 (H26.4.30) |

会員数 219名 (男:200 女:19) ※平成26年6月30日現在



### 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



## 事務局 だより



### 平成26年度第2期 《会費納入のお願い》

事務局では平成26年度第2期（平成26年7月～9月）の会費の納入をお願いしております。多忙な時期でいらっしゃるかとは思いますがどうか当会のご活動にご理解いただき、入金をお願い申し上げます。

過年度において未納会費がおありになる方につきましても、宜しく願いいたします。

※ 会費のご納入には佐賀銀行の自動引落のご利用が便利でお得です（手数料は本会が負担）。ご利用を希望される方は事務局までお問い合わせください。

佐賀県行政書士会 ホームページアドレス

<http://capls.or.jp>

<会員専用ページ>

ID : sagagyosyo パスワード : kaiinsenyo

## 編集後記

5月末に開催された佐賀県行政書士会の定時総会に会員の皆様の多数のご参加頂きありがとうございました。開催にあたって連日準備など担当された役員、事務局の皆様本当にお疲れ様でした。皆様方のご協力により総会を無事成功させることができました。

また、皆さんもご存じかと思いますが、先月は先の通常国会にて改正行政書士法が成立し、長年の懸案だった不服審査請求についての代理権を獲得することになりました。まだまだ日行連はじめ、組織内部での研修の充実など課題も山積みですが、これも全国的な法改正に向けた取り組みの成果だと思えます。

広報部 黒田 陽介